

お客様各位



令和2年3月27日
中ノ郷信用組合

「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」 及び「改正民法の施行」を踏まえた預金規定等の改定について

いつも中ノ郷信用組合をご利用頂きまして、誠にありがとうございます。

さて、当組合では、平成30年2月金融庁が公表した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」及び「改正民法の施行」を踏まえ、令和2年4月より、預金規定等を改定いたします。

規定改定後は、新規取引開始時にお取引目的やお客さまに関する情報等を従来よりも詳細に確認させていただく場合があります。また、既にお取引のあるお客さまにおいても、お取引の内容や状況等に応じ、お客さまのお取引の目的やお客さまに関する情報等を、窓口や郵便等により再度ご確認させていただく場合があります。確認にあたっては、各種確認資料等のご提示をお願いする場合があります。

なお、当組合が求める確認や資料のご提出について、適切にご対応いただけない場合、お取引をお断りさせていただく場合やお取引を制限させていただく場合があります。加えて、当組合が確認した情報や資料の内容によっては、一部のお取引を制限等させていただく場合があります。

また、令和2年4月1日の改正民法の施行に伴い、関係条項を整備いたしました。

記

上記のガイドライン及び改正法施行に伴い、以下のとおり預金規定等を改定いたします。

1. 対象となる預金規定等

- ・流動性預金共通規定
 - ・定期預金共通規定
 - ・定期積金規定
 - ・普通預金規定
 - ・定期預金規定（M型）
 - ・定期性総合口座規定
 - ・納税準備預金規定
 - ・定期預金規定（大口）
 - ・当座勘定規定
 - ・通知預金規定
 - ・定期預金規定（期日指定）
 - ・後見制度支援預金規定
 - ・上記各定期預金規定（M型・大口・期日指定）の自動継続型並びに複利型（M型）
 - ・なかのこう（パーソナル・ビジネス）ネットバンキングご利用規定
 - ・振込規定 等
- ※ 改定後の新规定は、改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用されます。

2. 規定適用開始時期

令和2年4月1日（水）

3. 主な改定内容

- (1) 「解約等」の条項に「マネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合」を追加します。
- (2) 当組合が求める情報や資料のご提供について適切にご対応いただけない場合等に、お取引を制限等させていただく場合があること等を記載した「取引の制限」条項を新設します。
※ 普通預金規定以外の規定についても同様の改定を行います。
- (3) 各種定期預金において、期日前解約の取扱いを明確化します。
- (4) 預金者の成年後見人等が、被後見人等になった場合の届出義務化について追加します。
- (5) 規定の変更に関する改定を行います。

以上